手続きの流れ

日程	申請者		瀬戸市（建設課）
交付申請は、事業着手前に申請してください。 ※着手後の申請は受付けません。	交付申請書 （様式第１号） 添付書類 ・事業計画書（様式第２号又は第３号） ・事業費を証明する書類（見積書、事業費内訳書等） ・事業場所の位置図 ・事業に係る図面等（計画平面図、緑化工法が分かる構造図、公図、面積が分かる書類、土地利用状況が分かる書類等） ・現況写真（事業の未着手が分かる写真） ・維持管理に係る誓約書（様式第４号） ・市税納付状況確認同意書（転入者にあっては、前住所地での市町村税の滞納が無いことを証する書類） ・口座振込依頼書（通帳表紙裏面の写し等を添付）	事前相談・提出	交付申請書受領 受付・審査
交付決定通知書は、交付申請後概ね１か月程度で交付します。	交付決定通知書受領 事業開始・終了	通知	交付決定通知書 （様式第５号）
事業が完了した日から起算して３０日以内又は決定通知書の交付日の属する年度の３月２０日のいずれか早い日までに提出してください。	実績報告書 （様式第８号） 添付書類 ◆事業報告書（様式第９号又は第１０号） ◆事業に係る図面（完了後の平面図、出来形測定図及び緑化工法が分かる構造図等の完成図） ◆着手前及び完了後写真 ◆事業費用の請求書及び領収書 （原本を確認後に返却します） ◆行祭事に使用した配布資料等の控え （市民参加緑づくり事業の場合に限る）	提出	実績報告書受領 審査※ ※書類・現地検査 （数量・延長等を現地で検測します。不足等がある場合は、手直し又は変更手続きが必要となります。）
	確定通知書受領	通知	確定通知書 （様式第１１号）
確定通知書を受理した日から起算して１４日以内に提出してください。	補助金請求書 （様式第１２号）	提出	補助金請求書受領
	交付手続き完了 良好な管理をお願いします	指定口座へ振込	補助金交付
市長から特別に指示があったときに提出してください。	状況報告書 （様式第１４号） 添付書類 ・事業場所の位置図 ・事業に係る図面（平面図及び緑化工法が分かる構造図等の図面） ・状況写真	提出	指示 報告書受領